

様式11-1

事業報告書
(自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 タマル産婦人科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県丹波篠山市東吹404番地の1
- (3) 設立認可年月日 平成25年 12月 5日
- (4) 設立登記年月日 平成25年 12月 12日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長		
理事		
同		
同		
同		
同		
同		
監事		

注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	タマル産婦人科	兵庫県丹波篠山市東吹404番地の1	一般病床 12床 療養病床 0床 [医療保険 0床] [介護保険 0床]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
該当業務なし		

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当業務なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 6月 24日 令和3年度の決算の確定

令和 5年 4月 5日 令和5年度の事業計画及び収支予算の確定

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(9) そ の 他

なし

法人名 医療法人社団 タマル産婦人科
 所在地 兵庫県丹波篠山市東吹404番地の1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表

(令和5年 4月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	123,789	I 流動負債	7,371
II 固定資産	20,146	II 固定負債	95,500
1 有形固定資産	9,936	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	315	負債合計	102,871
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	9,895	純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	
		II 積立金 (うち代替基金)	41,064 18,000
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	41,064
資産合計	143,935	負債・純資産合計	143,935

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団 タマル産婦人科
所在地 兵庫県丹波篠山市東吹404番地の1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 5月 1日 至 令和 5年 4月 30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	146,943
2 事業費用	182,342
本来業務事業損失	△ 35,399
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	△ 35,399
II 事業外収益	16,828
III 事業外費用	93
IV 特別利益	104
V 特別損失	
税引前当期純損失	△ 18,560
法 人 税 等	72
当 期 純 損 失	△ 18,632

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。
 3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

様式11-2

法人名 医療法人社団 タマル産婦人科
 所在地 兵庫県丹波篠山市東吹404番地の1

※医療法人整理番号

財 产 目 錄
 (令和5年4月30日現在)

1. 資 产 額	143,935 千円
2. 負 債 額	102,871 千円
3. 純 資 产 額	41,064 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	123,789
B 固定資産	20,146
C 資産合計	(A+B) 143,935
D 負債合計	102,871
E 純資産	(C-D) 41,064

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 貸借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団 タマル産婦人科
 所在地 兵庫県丹波篠山市東吹404番地の1

※医療法人口頭登録番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産額 (千円)	事業の内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 関係事業者ごとに記載すること。
 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
 近親者である場合には統括を記載する。

3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
 イ 一般競争入札による取引と並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて
 取引条件が一般的の取引と同様であることが明白な取引。
 ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い。

4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

監事監査報告書

医療法人社団 タマル産婦人科

理事長 生川 伸二 様

私は、医療法人社団タマル産婦人科の令和4会計年度（令和4年5月1日から令和5年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年6月30日

医療法人社団 タマル産婦人科

監事 田野 順子